

# 安全保障の世界環境の変化に対し日本（日本国民）はどう対処すべきか（私見）

（第6回意見交換会資料）

令和4年7月7日

DF 和田文男

本年2月以来、テーマ「米中の中で日本はどう対処すべき」について安全保障問題の勉強と意見の交換を行って来ました。

その間、ウクライナ/ロシア戦争も勃発し、ロシアに対する世界的な経済制裁も敷かれ、今迄のグローバル化の動向と異なる世界環境に変わって来ております。

翻って、東アジアに位置する日本は中国・北朝鮮・ロシアから武力脅威を受けており、紛争具体化の恐れも十分考えられます。特に全ての面で拡大を続ける大国中国について、それなりに詳しく内情を勉強して認識を深めて来たものと考えます。

安全保障に関し世界の環境が変化した現在、改めて、これからの日本国の在り方のコンセンサスを求め、それに沿って日本国民の安全保障の認識を深め、不測の事態に備えて整理・整備しておく事が求められます。

それ等に関し、私見を叩き台として提言致しますので、関係メンバーのご意見をお出し頂きたいと考えます。但し、意見の集約と一本化を致す事は目的ではなく、様々な角度から多様な意見を並べて見るに止めたいと考えます。

出来ましたらご意見のお持ちのメンバー各位よりメールにて保坂様にご提示頂き、叩き台に対するご意見と併せてお聞かせいただけると幸甚です。

## 記

### 1. 安全保障の世界環境の変化に伴う日本の課題

中国・北朝鮮・ロシアの武力脅威が高まる中で、我々日本国民は何か紛争が生じても「日米安全保障条約」で米国が敵と戦って日本を守ってくれると安心しきっていた。

#### ○憲法

第9条は一般に「戦争放棄」条項と呼ばれるが、厳密には「戦力不保持」条項である。放棄している戦争とは「侵略戦争」を意味している。国連による集団安全保障が機能しなくなった場合（現在）強制措置として認められる武力行使が自衛権である。自衛権には「個別的自衛権」と「集団的自衛権」があり、第9条第1項で「侵

略戦争」を「放棄」しているのは国際法に照らして特異なことではない。

※そもそも第9条の「戦力不保持」は勝戦国の多くが求めている日本の天皇制廃止や昭和天皇に対する処罰を避けるために「軍国主義の牙」を抜くとして戦力不保持が明記された。(GHQと日本政府の間の妥協)

第9条の特色は第2項の「陸海空その他の戦力はこれを保持しない」と、「戦力不保持」規定にある

↓

現実に陸海空自衛隊が存在する

↑

日本による侵略戦争は放棄したが、自国を守る「自衛権」を「軍隊」として規定し、「集団的自衛権」を認める。(1959年条約局長の答弁から1972年の国会への資料、1981年見解から固定化している違憲論から2015年成立の「平和安全法」により現状に対応出来つつあるが)

徐々に現実対応が可能な解釈の修正を行って来ているが、改めて国民にクリアな説明をし、理解を深めてもらうことが必要。

特に自衛隊（軍隊）の規模についての「必要最小限」論が不明確である。

第9条解釈の自転車操業的扱い

「天皇制維持」のための「戦力不保持」

↓

「自衛隊」が戦力でないとする為の「必要最小限論」

↓

「必要最小限論」を守る為の「集団的自衛権行使違憲論」への流れ

○国防の先順位

安全保障に関わる多くの法律審査で「国防のみが優越的な公共性を有し、重視されるべきではない」との解釈がまかり通っていた。

これでは迅速な対処が出来ない。(例：沖縄空港に於けるスクランブル発進の際の戦闘機の順番待ち)

○安全保障条約の下での「人間による貢献」の解釈

「人命が地球より重いものである」従い、日本は危険に自ら巻き込まれることを避けなければならない。

↓ (同盟国の反応)

「金よりも人命が重いのであれば、金は求めるだけ抛出すべし」

「僅かでも人命のリスクをとって来れた国家に比べると日本は下等の国である」

○国民の認識と意識

「国防は米軍が守ってくれる」

「自衛隊の存在は認めるし必要であるが、平和憲法の第9条は変えたくない」…民意の61%

↓ (政府の心配)

もし国民投票で「反対」となれば憲法非改正が固定化され、益々環境変化からかけ離れてしまう。

「非武装中立」も「武装中立」は現実的でないとすると「同盟」しかなく、相手は米国しか存在していない事は多くの国民が理解している

「外交的解決」はもっと出来ないのか？との疑問は常に持っている→ 現実はその力は無い

#### ○国防予算

かつての GDP の 1-%は GDP が伸びない中で現実的でなくなり、現在は「国防 5ヶ年計画」に基づく毎年の予算見直しとなっているが、GDP の 2-%案も言及されている。

国として借金で廻している国家予算での福祉予算とのバランスがポイント

#### ○人材不足

自衛隊（28万人）及び幹部育成の為の「防衛学校」の志願が減って来ており、現実のオペレーション（スクランブル出動の多さ、サイバー防衛への人材）に支障をきたしている。

徴兵制に至る前の人材採用策は？

## 2. 日本の改正諸施策（叩き台）

- 1) 日本政府による国民への「日本を取り巻く安全保障の現状」を有りの儘報告する。

定期・定例の国民への首相による詳しい実態説明と国の要望を示す。

↑

人気取り・不安要素の隠蔽を止め、国としての必要事項を国民に示す。

国会での「安全保障国会」の開催を行い、現状説明と政府の要望事項を諮る。いきなり法案の提出ではなく、徹底した意見交換を行う。（政党の立場を明確に国民に示す）

2) 憲法改正の提案と国民への説明

自衛隊 を ※軍隊 とする事に改正の中心を置く

※

軍隊となると、日本の国土・国民の安全を守るため、他国の侵攻に対して武器をとって戦う事となる。

同盟国への攻撃は日本の国土・国民の存続と危うくすると判断される場合に武器をとって戦う

3) ※「集団的自衛権」の解釈の統一

外務省、防衛省、法制局の統一見解をクリアにしておく

(例) 日本が攻撃を受けた際に日本を守る為にかけてきた米国軍艦を

日本の海自衛隊が守って良いかどうか？

外務省…当然良い

法制局…憲法違反でダメ

米軍艦を守る事は日本（国土・国民）を守ることと同じで「個別的自衛権」との解釈とする、との小泉首相の判断で収まる

今後想定されるケースでの判断の統一が必要

4) 米国との同盟の強化と安全保障条約の解釈

1951年 サンフランシスコ講和条約締結

日米安全保障条約締結（片務条約）

1960年 改正 新安全保障条約締結（双務的・岸内閣）

↓

現在に至る

現在、米国が好きか嫌いかの以前に周辺地政学的環境からして「米国との同盟」以外に日本の安全を確保する道は無い。

日米を比較して、かつては人口面で1：2であったが、現在日本の人口減もあって 1：4.5と差が大きくなり、経済・軍事・テクノロジーの面でも超大国であり、同盟を組む相手としては是である。

日米安全保障条約の解釈に関しては政府が国民に詳しく説明すべきである。

2019年6月26日、G20大阪でのトランプ大統領のコメントがその通りかどうか？

「日本が攻撃されれば米国は第三次世界大戦に参戦し、米国民の命を懸けて日本を守る。いかなる犠牲を払ってでも我々は戦う。日本は我々を助ける必要はない。ソニー製のテレビを見るだけだ」

↓

多くの付帯条件があるはずである。 それは？

## 5) 防衛予算

本来周辺の武力脅威如何で決るべきものであるが（所要防衛力）、日本経済を考えるとそうは行かず「必要最少限の防衛力を保持する」とのコンセプトによる「基盤的防衛力」をベースに置いている。

↓

1976年 三木内閣による GNP の 1-% と制限

↓

「総額明示方式」に改正

5年間の防衛計画を決め、それに必要な予算を毎年決定する方式（ソ連・中国の非難を受ける）

現行方式を続けて GNP の 2-% 程度まで（10兆円）増額は必要と考える

現在の中国の防衛予算	約 26 兆円
米国	約 80 兆円
日本	約 5 兆円

## 6) 核武装

### 行うべきでない

- ・ 広島・長崎の被爆国として核兵器への否定
- ・ 核兵器の開発保有のためには「核不拡散条約」の脱退が必要で、脱退すると北朝鮮と同じ扱いを受け、孤立する
- ・ 日米原子力協定により米国はウランの日本への供給を止める。
- ・ 核ミサイルの展開場所（配置、格納地下サイロ等）が無い。保有には膨大なスペースを要す。

## 7) 核の持込み

非核三原則「持たず・作らず・持込まず」

↓

米国艦船の積載が常に問題となっている

日本政府は「米国は非核三原則は知っているのだからそれに違反するはずがない」

米国政府は「否定も肯定もしない」

↓

この問題に正面から対応する事を避けてきた。

↑

ライシャワー大使や米海軍から「日本は協定に基づき日本への一時寄港は認められているはず、米国を嘘つき扱いする事は同盟を傷つける」として反論

一部自治体（神戸市）での入港拒否は法律により是正が必要

8) 自衛隊・防衛大学校の増強

自衛隊を軍隊にするタイミングで自衛隊の量・質の強化を図る

人員（現在 28 万人） → 60 万人（韓国並）

質 → ハイブリッド戦争への対応

幹部養成の為の「防衛大学校」の人材の質的アップと任官の義務と諸待遇の改善

9) 国・国民の安全と日本国の存続を国のリードの根底に置き、中国との会話も維持しながら日米同盟による日米安全保障を有効に活用し、日本を安全に導ける日本国のトップの選び方を変える

以上